



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 330 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 1
- 331 生活保護法による医療機関の指定 (")..... 2
- 332 生活保護法による施術機関の指定 (")..... 2
- 333 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)..... 2
- 334 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 2
- 335 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 3
- 336 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 5
- 337 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)..... 6
- 338 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)..... 6
- 339 紀の川土地改良区連合の役員の退任 (農業農村整備課)..... 7
- 340 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱 (総務事務集中課)..... 8
- 341 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱 (平成20年和歌山県告示第1261号) の一部改正 (")..... 17

○ 警察本部告示

- 1 和歌山県警察暴力団情報管理システム構築及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 17

○ 公告

- 和歌山県物品の購入等の競争入札参加資格審査申請の受付 (総務事務集中課)..... 20

○ 諸報

- 入札公告 (警察本部)..... 28
- 和歌山県収用委員会公示送達 (収用委員会)..... 31

告 示

和歌山県告示第330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|-------------|------|---------------|-----------------|
| 日医 45-51 | 辻村外科 | 日高郡みなべ町東吉田282 | 平成 24. 2. 29 |

和歌山県告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 申請者の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定事業所の名称 | 指定事業所の所在地 | 指 定 年月日 |
|------------|--------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| 伊訪 4-23 | 株式会社ビッグプラネット | 伊都郡かつらぎ町丁ノ町403-3 | 訪問看護ステーション そら | 伊都郡かつらぎ町丁ノ町403-3 | 平成 24. 1. 4 |

和歌山県告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 氏 名 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年月日 |
|-------------|------|------------|--------------------|----------------|
| 田柔 38-23 | 井上博紀 | 長嶋鍼灸整骨院 風雅 | 田辺市今福町110 銀座壺番1F2号 | 平成 24. 3. 1 |

和歌山県告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定事業者番号 | 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 指 定 年月日 | 指 定 の 有効期間の満了の日 |
|------------|---------------|-------------------------|-------------------|---------|-----------------|------------------|
| 3071601078 | 社会福祉法人昭仁会双苑 | しみず園ケアプランセンター | 有田郡有田川町大字粟生710番地4 | 居宅介護支援 | 平成 23. 11. 1 | 平成 29. 10. 31 |
| 3071400968 | 株式会社サザンクロス | ケアプランセンターハーモニー | 海南市日方1512-3 | 居宅介護支援 | 平成 24. 1. 1 | 平成 29. 12. 31 |
| 3070108364 | オーアンドケイ有限公司 | ネクストライフ紀三井寺 | 和歌山市三葛243-1 | 居宅介護支援 | 平成 24. 2. 1 | 平成 30. 1. 31 |
| 3072400967 | 一般社団法人紀国 | 白浜ケアプランセンター長寿村 | 西牟婁郡白浜町庄川143-7 | 居宅介護支援 | 平成 24. 2. 1 | 平成 30. 1. 31 |
| 3070108711 | 合同会社ケアサポートちさと | ケアサポートちさと | 和歌山市打越町4番24号 | 居宅介護支援 | 平成 24. 3. 1 | 平成 30. 2. 28 |
| 3072201100 | 医療法人社団董会 | 医療法人社団董会居宅介護支援事業所田辺すみれ苑 | 田辺市城山台4番5号 | 居宅介護支援 | 平成 24. 3. 1 | 平成 30. 2. 28 |

和歌山県告示第334号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号 | 事業者の名称 又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 | 指定の有効期間の満了の日 |
|------------|-----------------|---------------|----------------|----------|----------|--------------|
| 3060190398 | 有限会社まついコーポレーション | まつい訪問看護ステーション | 和歌山市砂山南4丁目1-37 | 介護予防訪問介護 | 平成24.1.1 | 平成29.12.31 |

和歌山県告示第335号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号 | 事業者の名称 又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 | 指定の有効期間の満了の日 |
|------------|----------------|---------------------|---------------------------|---------------|-----------|--------------|
| 3070108539 | 合同会社北斗星 | ヘルパーステーション北斗星 | 和歌山市松江東四丁目12番32号 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成23.11.1 | 平成29.10.31 |
| 3071800241 | 株式会社一和 | ヘルパーステーションこころ | 岩出市溝川292-1(辺見苑内) | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成23.11.1 | 平成29.10.31 |
| 3072300662 | 合同会社オフィス花 | 介護センター一歩 | 新宮市神倉2丁目8番18号 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成23.11.1 | 平成29.10.31 |
| 3062290147 | 株式会社P&Aプロモーション | ナースステーションVoice | 田辺市上屋敷3丁目1番29号 | 訪問看護・介護予防訪問看護 | 平成23.11.1 | 平成29.10.31 |
| 3070108547 | 社会福祉法人順風会 | アトリオつつじIIデイサービスセンター | 和歌山市つつじが丘5丁目3-3 アトリオつつじ1F | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成23.11.1 | 平成29.10.31 |
| 3070108554 | 株式会社ケアサポート四季 | デイサービス四季 | 和歌山市布施屋728番地の1 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成23.11.1 | 平成29.10.31 |
| 3071000909 | 株式会社B00 | リハビリデイサービスももたろう橋本 | 橋本市隅田町中島993番地の1 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成23.11.1 | 平成29.10.31 |
| 3071000917 | 株式会社和歌山ケア | デイサービスみなみ橋本 | 橋本市岸上319番地の1 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成23.11.1 | 平成29.10.31 |
| 3071601086 | 株式会社サザンクロス | サザンクロスありだ川 | 有田郡有田川町大字東丹生図73-3 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成23.11.1 | 平成29.10.31 |
| 3072000486 | 株式会社三和 | 三和デイサービス小松原店 | 御坊市湯川町小松原59-12 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成23.11.1 | 平成29.10.31 |

| | | | | | | |
|----------------|------------------------|---------------------|---------------------------|---|---------------|----------------|
| 30722010 50 | 有限会社プロデュース | デイサービスセンターEnjoyシールド | 田辺市高雄2丁目26-1 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成 23.11.1 | 平成 29.10.31 |
| 30722010 76 | 株式会社生駒管工 | ゆづき | 田辺市明洋3丁目1番13号 | 福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売 | 平成 23.11.1 | 平成 29.10.31 |
| 30701085 62 | 有限会社きらく | ケアサービス喜楽 | 和歌山市狐島691-17 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成 23.12.1 | 平成 29.11.30 |
| 30701085 70 | 特定非営利活動法人和歌山ケアマネージャーの会 | ヘルパーステーション宝夢 | 和歌山市榎原84番地の4 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成 23.12.1 | 平成 29.11.30 |
| 30701085 88 | セントケア和歌山株式会社 | れもんタクシー | 和歌山市紀三井寺840番地の39 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成 23.12.1 | 平成 29.11.30 |
| 30717004 66 | セントケア和歌山株式会社 | セントケア打田 | 紀の川市古和田234 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成 23.12.1 | 平成 29.11.30 |
| 30724009 42 | 株式会社ヒトミ介護タクシー | ひとみ介護サービス | 西牟婁郡すさみ町周参見4038番地の1 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成 23.12.1 | 平成 29.11.30 |
| 30701085 96 | 特定非営利活動法人和歌山ケアマネージャーの会 | デイサービス宝夢 | 和歌山市榎原84番地の4 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成 23.12.1 | 平成 29.11.30 |
| 30701086 04 | 株式会社阪和ケア | デイサービスみなみ中之島 | 和歌山市中之島343番地の2 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成 23.12.1 | 平成 29.11.30 |
| 30717004 17 | 株式会社パソナソーシング | よっといで長山 | 紀の川市貴志川町長山259-5 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成 23.12.1 | 平成 29.11.30 |
| 30724009 59 | 特定非営利活動法人かぐや姫 | ケアセンターしおん | 西牟婁郡白浜町1111-21 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成 24.1.1 | 平成 29.12.31 |
| 30617900 22 | 株式会社ほほえみの里 | 訪問看護ステーションほほえみの里 | 紀の川市貴志川町長山277-108 | 訪問看護・介護予防訪問看護 | 平成 24.1.1 | 平成 29.12.31 |
| 30701086 20 | 株式会社アドミン | デイサービス百庵和歌山 | 和歌山市湊4番地の1 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成 24.1.1 | 平成 29.12.31 |
| 30701086 38 | 有限会社夢フーズ | デイサービス楽苑 | 和歌山市秋月409-3 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成 24.1.1 | 平成 29.12.31 |
| 30701086 46 | 社会福祉法人順風会 | アトリオつつじⅢデイサービスセンター | 和歌山市つつじが丘5丁目3-3 アトリオつつじ1F | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成 24.1.1 | 平成 29.12.31 |
| 30714009 43 | 株式会社タテイシ | 悠久の丘 | 海南市山崎町三丁目3-680 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成 24.1.1 | 平成 29.12.31 |

| | | | | | | |
|------------|-------------------|---------------------|--------------------|---|----------|------------|
| 3071400950 | 株式会社サザンクロス | デイサービスセンターハーモニー | 海南市日方1512-3 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成24.1.1 | 平成29.12.31 |
| 3071800266 | 有限会社予防医学福祉施術会 | デイサービス紀泉台 | 岩出市西安上99-1 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成24.1.1 | 平成29.12.31 |
| 3070108653 | 有限会社夢フーズ | 楽市 | 和歌山市秋月409-3 | 福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売 | 平成24.1.1 | 平成29.12.31 |
| 3070108661 | 栄建工業株式会社 | 栄建工業株式会社えいけん福祉用具事業部 | 和歌山市園部1353番地の12 | 福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売 | 平成24.1.1 | 平成29.12.31 |
| 3071400976 | 株式会社サザンクロス | サザンクロスかいな | 海南市且来368-3 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成24.2.1 | 平成30.1.31 |
| 3070108695 | 有限会社すずらん | 楠見第3デイサービスセンターすずらん | 和歌山市楠見中26-1 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成24.2.1 | 平成30.1.31 |
| 3071601094 | 株式会社シルバーケアたから | デイサービスいこら | 有田郡有田川町大字徳田176番地の4 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成24.2.1 | 平成30.1.31 |
| 3071601102 | 社会福祉法人昭仁会双苑 | エクササイズケアしみず園 | 有田郡有田川町大字粟生710番地4 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成24.2.1 | 平成30.1.31 |
| 3072300670 | 合同会社くまのん | デイサービスくまのん | 新宮市新宮字大峪2298-20 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成24.2.1 | 平成30.1.31 |
| 3071700482 | 株式会社あおぞらケアセンター紀の川 | 株式会社あおぞらケアセンター紀の川 | 紀の川市貴志川町丸栖687-3 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成24.3.1 | 平成30.2.28 |
| 3072000494 | 合同会社松山 | 愛あいケアフレンズ | 御坊市藤田町吉田726番地50 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成24.3.1 | 平成30.2.28 |
| 3070108703 | 有限会社きらく | デイサービス喜楽々 | 和歌山市市小路37-4 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成24.3.1 | 平成30.2.28 |
| 3071700490 | 株式会社インテック | デイサービスひまわり | 紀の川市貴志川町神戸28番地の1 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成24.3.1 | 平成30.2.28 |
| 3072201118 | 株式会社フィールドえむ | デイサービス小春日和 | 田辺市下三栖1320番9 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成24.3.1 | 平成30.2.28 |

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定事業者番号 | 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 | 指定の有効期間の満了の日 |
|----------------|--------------|------------------|------------------|----------------------|---------------|----------------|
| 30710009 25 | セントケア和歌山株式会社 | セントケア橋本 | 橋本市岸上557番地の5 | 訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護 | 平成 23.12.1 | 平成 29.11.30 |
| 30721007 81 | 株式会社ニチイ学館 | ニチイケアセンター みなべ | 日高郡みなべ町谷口50 2 | 訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護 | 平成 23.12.1 | 平成 29.11.30 |

和歌山県告示第337号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称 | 指定 年月日 |
|------------|----------------|-----------------------|--|--------------|
| 有限会社堂ノ前 | 有田郡有田川町小川34番地1 | 訪問看護 | 小畑訪問看護ステーション | 平成 24.4.1 |
| 株式会社REPLUS | 新宮市春日4番3号 | 訪問看護 | しんぐうリハビリ訪問看護 ステーション | 平成 24.4.1 |

和歌山県告示第338号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリパワー岩出店
和歌山県岩出市岡田199番1 他
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年11月24日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
9,225㎡
- 6 駐車場の収容台数
367台
- 7 駐輪場の収容台数
10台
- 8 荷さばき施設の面積
40㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
117㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後9時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後9時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
4ヶ所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成24年3月23日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)
岩出市事業部農林経済課(岩出市西野209番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成24年4月6日から平成24年8月6日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第339号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成24年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員(平成24年3月1日退任)

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|--------------------|
| 理事 | 田村重樹 | 伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町129番地 |
| 監事 | 内田順三 | 伊都郡かつらぎ町大字大谷90番地 |

和歌山県告示第340号

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格に関する要綱を次のように定める。

平成8年和歌山県告示第266号（和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱）は、廃止する。

平成24年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等について必要な事項を定めるものとする。

（対象とする契約の種類）

第2条 入札参加資格を定めて資格審査の対象とする契約の種類は、別表に掲げる営業種目（以下「営業種目」という。）に係る物品等（自動車修理、印刷・製本、写真・図面製作、清掃用品取替え、不用品買受け等を含む。以下同じ。）の調達契約とする。

（入札参加資格）

第3条 競争入札に参加することができる者（以下「入札参加資格者」という。）は、次に掲げる条件を満たす者で、資格審査を受け、第8条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されているものとする。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者につい

ては、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 消費税及び地方消費税に係る徴収金並びに法人にあつては法人税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）に係る徴収金を完納していること。
- (8) 申請日現在において、入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について2年以上の営業実績を有し、かつ、法人にあつては、原則として、入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について法人の営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (9) 入札に参加を希望する営業種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (10) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (11) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
（資格審査の申請書等）

第4条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が別に定める申請書及び次に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を、知事が別に定めるところにより提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請添付書類の一部について提出を免除することができる。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 個人にあつては、住民票
- (3) 印鑑証明書
- (4) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- (5) 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税に未納がないことを確認できる納税証明書
- (6) 個人にあつては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）に未納がないことを確認できる納税証明書
- (7) 申請時の直前の事業年度及びその前年の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (8) 入札に参加を希望する営業種目の営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類

- (9) 入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について2年以上の営業実績があることを示す書類
- (10) 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類
- (11) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出については、和歌山県物品電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品を調達するシステムをいう。以下「電子調達システム」という。）によるものの提出を含むものとする。この場合において、申請添付書類は、電子調達システムにより出力される申請書提出に係る確認書に添付して提出しなければならないものとする。

3 第1項各号に掲げる申請添付書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限るものとする。

（資格審査の申請書等の提出先）

第5条 申請者は、前条に規定する申請書及び申請添付書類を和歌山県会計局総務事務集中課（以下「総務事務集中課」という。）、各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）、東牟婁振興局地域振興部総務県民課申本地区駐在又は警察本部会計課へ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が前条第2項の規定により、申請書を電子調達システムにより提出する場合は、総務事務集中課へ提出しなければならない。

（資格審査の申請時期）

第6条 資格審査の申請ができる期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 毎年5月1日から5月31日までの期間
- (2) 毎年11月1日から11月30日までの期間
- (3) 知事が必要と認める期間

2 前項の規定にかかわらず、競争入札についての公告により入札の実施を知り得た者が、当該競争入札への参加を希望する場合には、当該競争入札の公告の期間内において、特に知事が定める期間内に限り、資格審査の申請を行うことができるものとする。この場合において、第4条に規定する申請書及び申請添付書類は、総務事務集中課へ提出しなければならないものとする。

3 前項の資格審査の申請があつた場合において、その競争入札の開札の日の前日までに資格審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を申請者に通知して、その競争入札に参加させることができるものとする。この場合において、当該申請者が当該競争入札において、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者となつたときは、資格審査が終了し入札参加の資格を有すると認められることを待つて落札者とするものとする。

（申請書等に用いる言語等）

第7条 申請者が、第4条に規定する申請書及び申請添付書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請書及び申請添付書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請添付書類のうち外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書及び申請添付書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。ただし、申請添付書類については、換算額を付記してこれに代えることができること。

（入札参加資格者の決定等）

第8条 知事は、第4条に規定する申請書及び申請添付書類に基づく資格審査の結果、申請者が入札参加資格を有すると認めたときは、その者の氏名又は名称その他必要な事項を競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するとともに、その旨を文書により当該申請者に通知する。

2 前項の規定による資格者名簿への登載する日は、次のとおりとする。

- (1) 第6条第1項第1号に規定する期間に提出されたものについては、提出された年の8月1日
- (2) 第6条第1項第2号に規定する期間に提出されたものについては、提出された年の翌年の2月1日
- (3) 第6条第1項第3号及び同第2項に規定する期間に提出されたものについては、知事が入札参加資格を有すると認めた日

3 知事は、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その旨を文書により通知する。

4 知事は、入札参加資格を有すると認めた者について次に掲げる事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県ホームページにより公表する。

- (1) 入札参加資格を有すると認めた営業種目
- (2) 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名
- (3) 個人にあつては、氏名及び商号、屋号等
(入札参加資格の有効期間)

第9条 入札参加資格の有効期間は、次項に規定する基準日（以下「基準日」という。）から起算して3年間とする。

2 基準日は、平成24年8月1日及び同日から起算して3年ごとの年の8月1日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、基準日以降に資格審査を申請して、入札参加資格を有すると認められた者の当該入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を認められた日から最初に到来する基準日の前日までの期間とする。

(入札参加資格の承継)

第10条 入札参加資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者が、次に掲げるいずれかに該当する者であるときは、その承継する営業に対応する入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 個人事業主が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなった場合におけるその二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人事業主がその事業に関し法人を設立した場合におけるその法人
- (4) 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立される法人
- (5) その他知事がこれらに類すると認める者

2 前項の規定に基づき入札参加資格を承継しようとする者は、第12条に規定する変更申請の手続により、その承継について知事の承認を得なければならないものとする。この場合において、当該承継の事実を証する書類を併せて提出しなければならない。

(変更届)

第11条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに知事が別に定める変更届を知事に提出するものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類（第8号に掲げる事項については、第3条第9号に規定する許認可等又は届出等について証する書類を含む。）を併せて提出しなければならない。

- (1) 第8条第4項第2号及び第3号に掲げる事項、主たる事務所の所在地及び和歌山県と契約を締結する代理人
- (2) 法人にあつては、資本金
- (3) 法人にあつては法務局に登録している印鑑、個人にあつては在住する市町村に登録している印鑑
- (4) 法人にあつては、役員
- (5) 使用印鑑
- (6) 和歌山県と取引を行う本店又は支店その他の事業所に関する事項
- (7) 第3条第9号に規定する許認可等又は届出等
- (8) 競争入札に参加を希望する営業種目（類似する営業種目について、既に入札参加資格を有している

ものに限る。)

2 知事は、前項の変更届を受理した場合は、資格者名簿における当該入札参加資格者に係る登載内容を必要に応じ変更するものとする。

3 前2項の規定は、入札参加資格者がその入札参加資格に係る業務種目の営業の休止又は廃止をしようとする場合又は第3条第2号から第4号までのいずれかに該当するに至った場合に準用する。

(変更申請)

第12条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更したい場合には、あらかじめ知事が別に定める変更申請書を知事に提出し、その審査を受けるものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類その他の審査に必要な書類を併せて提出しなければならない。

(1) 第10条に規定する入札参加資格の承継

(2) 競争入札に参加を希望する営業種目（前条第1項第8号に掲げるものを除く。）

2 知事は、前項の審査の結果、変更を認めるときは、資格者名簿における当該入札参加資格者に係る登載内容を必要に応じ変更するとともに、その旨を文書により当該変更申請者に通知する。

3 知事は、変更を認めない者に対しては、その旨を文書により通知する。

(入札参加資格の取消し)

第13条 知事は、入札参加資格者が第3条各号（第8号及び第10号を除く。）に掲げる条件を満たさないと認められるときその他経済的若しくは社会的信用を著しく欠くに至ったとき又は資格審査の申請書（前2条に規定する変更届及び変更申請書を含む。）若しくはその添付書類に記載した事項が虚偽であることが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

(入札参加の停止)

第14条 知事は、入札参加資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。ただし、入札参加の停止期間中であっても、第4条第1項の規定による申請書等の提出をすることを妨げない。

2 知事は、前項の規定により入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為について適当な是正措置がとられ、かつ、入札の執行、契約の履行又は業務の施行上支障がないと認めるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(入札参加資格の取消し及び入札参加の停止の通知)

第15条 知事は、第13条の規定による入札参加資格の取消し又は前条第1項本文の規定による入札参加の停止をしたときは、その者に対しては、その旨を文書により通知するものとする。

(入札参加資格の審査の公示)

第16条 知事は、各年度における入札参加資格、資格審査の申請の時期及び方法その他必要な事項について、その内容を公示する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、4月6日から施行する。

2 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成8年3月15日制定）は、平成24年7月31日限り廃止する。

3 平成24年8月1日を基準日とする資格審査の申請及びこれに関し必要なその他の行為は、この要綱の施行の日前においてもこの要綱の規定の例により行うものとする。

別表1

物品等の調達契約に係る営業種目一覧表

| 営業種目番号 | 営業種目名 | 県が調達する物品等の種類(品目等)例示 |
|--------|--------------|---|
| 1 | 文房具事務用品 | 文房具、和洋紙製品(画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類(一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。)等 |
| 2 | 用紙類 | 上質紙、中質紙、中質紙(再生紙)、更紙、和紙、ノーカーボン紙、封筒等 |
| 3 | 複写用感光紙 | PPC用紙、PPC用紙(再生紙)、湿式、乾式等 |
| 4 | 情報処理用機器 | パーソナルコンピュータ、AV機器、ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置等 |
| 5 | 事務用機器 | 複写機、プリンター、複合機、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、軽印刷機、OHP等 |
| 6 | 印章 | 木印、ゴム印、日付印等 |
| 7 | 情報処理用品 | USBメモリ、磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム(再生紙)、フィルター、フロッピーディスク等 |
| 8 | 楽器 | 和楽器、洋楽器、楽譜、レコード、CD等 |
| 9 | 学校教材具 | 教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材等 |
| 10 | 運動用品 | 運動用品、運動器具、武道具、運動衣等 |
| 11 | ミシン | ミシン、編機等 |
| 12 | 時計・貴金属 | 時計、貴金属、眼鏡等 |
| 13 | バッジ・カップ・記念品類 | バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッカー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等 |
| 14 | 額縁・画材 | 各種額縁、画材等 |
| 15 | 写真機 | カメラ、ビデオカメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム(医療用を除く。)等 |
| 16 | 什器 | 鋼製什器(書庫類、更衣箱、机、椅子等)、木製什器(応接長テーブル、ソファ、安楽椅子等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッカー、机上ガラス等 |
| 17 | 厨房機械器具 | 流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係機器、冷凍・冷蔵関係機器等 |

| | | |
|----|----------|---|
| 18 | 荒物雑貨 | 家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガラス器、紙・繊維・プラスチック製雑貨類、トイレトペーパー等 |
| 19 | 漆塗物・漆器類 | 漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等 |
| 20 | 工業用ゴム製品 | サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニールシート、防振ゴム、ゴムマット等 |
| 21 | 繊維製品 | 制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等 |
| 22 | 寝具 | 布団、毛布、敷布等 |
| 23 | ベッド | 一般用ベッド、医療用ベッド |
| 24 | 帽子 | 制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等 |
| 25 | ゴム・皮革製品 | 革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等 |
| 26 | 室内装飾品 | じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等 |
| 27 | 天幕・旗・染め物 | 天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染め物等 |
| 28 | 家庭用電気機器 | 映像・音響機器(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係機器(エアコン、クーラー等(ガス含む。))、暖房関係機器(ストーブ、ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガス含む。))家事・調理機器(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係器具等 |
| 29 | 自動車 | 乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等 |
| 30 | 自動車部品 | 自動車関係部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、カーナビゲーション、電装品(修理含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等 |
| 31 | 自動車修理 | 自動車修理、車検・法定点検(工場認証、認定、指定を受けた者に限る。)、自動車板金・塗装等 |
| 32 | 自転車・雑車 | 自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、自転車・雑車部品及び修理等 |
| 33 | 船舶・航空機 | 船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、船舶・航空機部品・機材及び修理 |
| 34 | 石油製品 | ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等 |
| 35 | ガス類その他 | LPガス(許可業者に限る。)、酸素ガス、窒素ガス、各種高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭、石油外燃料等 |
| 36 | 理化学機械器具 | 分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等 |

| | | |
|----|-----------------------------------|--|
| 37 | 工作用機械器具 | 旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等 |
| 38 | 産業用機械器具 | ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等 |
| 39 | 産業用電気機械 | 発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等 |
| 40 | 通信用機械器具 | 電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置、電話機、携帯電話等 |
| 41 | 農業用機械器具 | トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等 |
| 42 | 建設用機械器具 | ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等 |
| 43 | 給排水設備・ <small>じんあい</small> 塵埃処理機器 | 水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、汚水処理装置、 <small>じん</small> 集塵装置、焼却炉 |
| 44 | アスファルトコンクリート | アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等 (プラント所有者に限る。) |
| 45 | 生コンクリート | 生コンクリート (プラント所有者に限る。) |
| 46 | セメント・骨材 | セメント、砕石、再生砕石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等 |
| 47 | コンクリート製品 | ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年塀、ブロック等 |
| 48 | 木材 | 木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等 |
| 49 | 鉄鋼・非鉄製品 | 鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ、金網、鋳鉄管、ビニール管、電線等 |
| 50 | 建築金物 | 建築金物、非木建材、大工道具、工具、塗料、ガラス(机上ガラスを除く。)等 |
| 51 | 仮設資材 | 組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等 |
| 52 | 道路標識 | 道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等 |
| 53 | 看板・広告宣伝・展示品 | 看板、掲示板・表示板、案内板、啓発広告用品、模型、展示品等 |
| 54 | 医療用機械器具 | 生体検査機器(心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等) 検体検査用機器(血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等)、治療用機器(人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等)、放射線関連機器(X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等)、手術関連機器(麻酔、消毒含む。)、調剤器具、看護器具、歯科用機器等 (必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。) |

| | | |
|----|-------------|---|
| 55 | 医療用薬品 | 医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等 (必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。) |
| 56 | 衛生材料 | 脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等 (医療用器具及び局方品を扱う者については、必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。) |
| 57 | 医療用フィルム | X線フィルム(現像用材料含む。)等 (必要な届出等を行っていること。) |
| 58 | 防疫剤 | 殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等 (必要な届出等を行っていること。) |
| 59 | 工業薬品 | 塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭(再生を含む。)、流出油処理剤等 (毒物・劇物に該当するものを扱う場合は、必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。) |
| 60 | 消防・防災用品 | ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器(薬品の詰め替えを含む。消火器を扱う者については、必要な届出等を行っていること。)その他消防・防災用品(非常用備蓄食料等も含む。)、遮熱フィルム等 |
| 61 | 警察用品 | 拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防御板、その他警察用品 |
| 62 | 百貨店 | 全品目 |
| 63 | 造園資材 | 種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材等 |
| 64 | 食品関係 | 茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、飲料水、その他食品 |
| 65 | 包装・梱包資材 | 包装材料、段ボール、梱包用品具等 |
| 66 | その他物品関係 | 漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品 |
| 67 | 軽印刷・オフセット印刷 | タイプオフ、タイプ謄写、タイプ印書 |
| 68 | フォーム印刷 | 連続伝票用紙、OCR・OMR伝票用紙、帳票類、通知書類 |
| 69 | 特殊印刷 | グラビア、シール・ラベル、スクリーン、ナンバリング、カーボンカード、カレンダー、手帳 |
| 70 | 複写業務 | コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力 |
| 71 | 航空写真・図面製作 | 航空写真、図面製作、写図、地図製作(原図作成から印刷までを含む。)、住居表示案内図 |
| 72 | 製本 | 製本、表装 |

| | | |
|----|----------|--|
| 73 | クリーニング | 椅子カバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等 (必要な届出等を行っていること。) |
| 74 | 清掃用品取り替え | 化学雑巾、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等 |
| 75 | 図書 | 書籍、雑誌、地図等 |
| 76 | 動物・飼料 | 動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等 |
| 77 | 不用品買受け | 鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等の不用品買受け (必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。) |

和歌山県告示第341号

和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第12条中「のいずれかに該当するに至ったとき、」を「（第7号及び第9号を除く。）に掲げる条件を満たさないと認められるときその他経済的若しくは社会的信用を著しく欠くに至ったとき」に改める。

第14条中「前条第1項」の次に「本文」を加える。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察暴力団情報管理システム構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成24年4月6日

和歌山県警察本部長 山 岸 直 人

1 一般競争に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察暴力団情報管理システム構築及び賃貸借業務

(2) 業務の内容等

和歌山県警察暴力団情報管理システム構築及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成24年4月6日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）及び（イ）に掲げる要件を、同等規模以上とは（ウ）に掲げる要件を満たすものとする。

（ア）24時間運用するクライアント・サーバ系又はWEB系システムの業務用サーバを構築した実績を有すること。

（イ）業務と連動したスキャニング機能を有するファイリングシステムを構築した実績を有すること。

（ウ）端末設置場所が15拠点以上のネットワークシステムを更新又は設置した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、次に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

（ア）24時間365日運用によるサーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルをした実績を有すること。

（イ）24時間365日運用によるネットワーク機器について、15拠点以上のメンテナンスリース又はレンタルをした実績を有すること。

（ウ）15台以上のクライアントを現地保守（修理）するメンテナンスリース又はレンタルをした実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで、ケ及びコに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

（カ）使用印鑑届

（キ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する全税目

- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。
ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 保守体制証明書

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、（シ）の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。

また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様を記載したもの）。
ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 保守体制証明書
- (ソ) コンソーシアム協定書の写し

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のアの（イ）から（オ）まで、

(キ) 及び (ク) 並びに (1) のイの (イ) から (オ) まで、(キ) 及び (ク) に掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア並びにイの (ア)、(イ)、(カ)、(ク) 及び (ケ) に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成24年4月6日（金）から同月23日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成24年4月24日（火）までの間に和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 本庁舎2階会議室2

(2) 日時

平成24年4月9日（月）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成24年4月6日（金）から同4月26日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

組織犯罪対策課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成24年5月10日（木）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成24年5月14日（月）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答は、平成24年5月17日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

公 告

和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）についての和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号。以下「資格審査要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成24年4月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象とする契約の種類

別表1に掲げる営業種目（以下「営業種目」という。）に係る物品等（自動車修理、印刷・製本、写

真・図面製作、清掃用品取替え、不用品買受け等を含む。)の調達契約

2 申請者に必要な条件

次の条件を満たさない場合には、この申請を行うことができない。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(5) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

(6) 消費税及び地方消費税に係る徴収金並びに法人にあつては法人税に係る徴収金を完納していること。

(7) 個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）に係る徴収金を完納していること。

(8) 申請日現在において、入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について2年以上の営業実績を有し、かつ、法人にあつては、原則として、入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について法人の営業の目的としていることが、登記事項証明により確認できること。

(9) 入札に参加を希望する営業種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(10) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

3 資格審査の申請書等

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資格審査要綱に基づき申請書及び次に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請添付書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請添付書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限るものとする。

(1) 申請添付書類

ア 法人にあっては、登記事項証明書

イ 個人にあっては、住民票

ウ 印鑑証明書

エ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者（以下「事業者」という。）にあっては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

オ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税に未納がないことを確認できる納税証明書

カ 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 申請時の直前の事業年度及びその前年の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 入札に参加を希望する営業種目の営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類

ケ 入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について2年以上の営業実績があることを示す書類

コ 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者（以下「制限対象者」という。）にあっては、その措置の終期を示す書類

サ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書の提出については、和歌山県物品電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品を調達するシステムをいう。以下「電子調達システム」という。）によるものの提出を含むものとする。この場合において、申請添付書類は、電子調達システムにより出力される申請書提出に係る確認書に添付し、提出しなければならないものとする。

4 申請書等の提出先及び審査申請要領等の交付請求先

(1) 申請書及び申請添付書類の提出先

別表2の申請書等を受け付ける県の機関欄に掲げる県の機関（以下「調達機関」という。）のいずれかに提出しなければならない。ただし、電子調達システムを利用して申請書を提出する場合は、それに係る確認書及び申請添付書類を和歌山県会計局総務事務集中課へ提出するものとする。

(2) 審査申請要領等の交付請求先

審査申請要領、申請書の用紙等は、調達機関のいずれにおいても交付請求により公布する。

また、和歌山県のホームページからその様式等をダウンロードすることができる。

5 資格審査の申請時期

- (1) 申請は、原則として次に掲げるいずれかの期間内（和歌山県の休日をも定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く。）に行わなければならない。
- ア 平成24年5月1日（火）から同月31日（木）まで
- イ 平成24年11月1日（木）から同月30日（金）まで
- ウ その他知事が必要と認める期間
- (2) (1) の規定にかかわらず、競争入札についての公告により入札の実施を知り得た者が、当該競争入札への参加を希望する場合には、当該競争入札の公告の期間内において、特に知事が定める期間内に限り、資格審査の申請を行うことができるものとする。この場合において、4の(1)に規定する申請書及び申請添付書類の提出先は総務事務集中課とする。
- 6 申請書及び申請添付書類に用いる言語等
- 申請書及び申請添付書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 申請書及び申請添付書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請添付書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書及び申請添付書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。ただし、申請添付書類については、換算額を付記してこれに代えることができること。
- 7 資格審査の結果通知
- 申請者には、資格審査要綱第8条の規定に基づき資格審査の結果を文書により通知する。
- 8 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日（原則として、5の(1)のアの期間に提出されたものについては平成24年8月1日とし、5の(1)のイの期間に提出されたものについては平成25年2月1日とする。）から平成27年7月31日までとする。
- 9 競争入札の公示の方法
- 一般競争入札を行う場合は、和歌山県ホームページに掲載し、又は当該一般競争入札を行う調達機関の掲示板に掲示することにより公告する。
- 10 問い合わせ先
- 和歌山県会計局総務事務集中課物品班
〒640-8585
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号（073）441-2293

別表 1

物品等の調達契約に係る営業種目一覧表

| 営業種目番号 | 営業種目名 | 県が調達する物品等の種類（品目等）例示 |
|--------|---------|---|
| 1 | 文房具事務用品 | 文房具、和洋紙製品（画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等）、事務用機械器具類（一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。）等 |
| 2 | 用紙類 | 上質紙、中質紙、中質紙（再生紙）、更紙、和紙、ノーカーボン紙、封筒等 |
| 3 | 複写用感光紙 | PPC用紙、PPC用紙（再生紙）、湿式、乾式等 |

| | | |
|----|--------------|--|
| 4 | 情報処理用機器 | パーソナルコンピュータ、AV機器、ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置等 |
| 5 | 事務用機器 | 複写機、プリンター、複合機、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、軽印刷機、OHP等 |
| 6 | 印章 | 木印、ゴム印、日付印等 |
| 7 | 情報処理用品 | USBメモリ、磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム(再生紙)、フィルター、フロッピーディスク等 |
| 8 | 楽器 | 和楽器、洋楽器、楽譜、レコード、CD等 |
| 9 | 学校教材具 | 教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材等 |
| 10 | 運動用品 | 運動用品、運動器具、武道具、運動衣等 |
| 11 | ミシン | ミシン、編機等 |
| 12 | 時計・貴金属 | 時計、貴金属、眼鏡等 |
| 13 | バッジ・カップ・記念品類 | バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッカー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等 |
| 14 | 額縁・画材 | 各種額縁、画材等 |
| 15 | 写真機 | カメラ、ビデオカメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム (医療用を除く。)等 |
| 16 | 什器 | 鋼製什器 (書庫類、更衣箱、机、椅子等)、木製什器 (応接長テーブル、ソファ、安楽椅子等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッカー、机上ガラス等 |
| 17 | 厨房機械器具 | 流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係機器、冷凍・冷蔵関係機器等 |
| 18 | 荒物雑貨 | 家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガラス器、紙・繊維・プラスチック製雑貨類、トイレトーパー等 |
| 19 | 漆塗物・漆器類 | 漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等 |
| 20 | 工業用ゴム製品 | サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニールシート、防振ゴム、ゴムマット等 |
| 21 | 繊維製品 | 制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等 |
| 22 | 寝具 | 布団、毛布、敷布等 |
| 23 | ベッド | 一般用ベッド、医療用ベッド |

| | | |
|----|----------|---|
| 24 | 帽子 | 制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等 |
| 25 | ゴム・皮革製品 | 革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等 |
| 26 | 室内装飾品 | じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等 |
| 27 | 天幕・旗・染め物 | 天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染め物等 |
| 28 | 家庭用電気機器 | 映像・音響機器(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係機器(エアコン、クーラー等(ガス含む。))、暖房関係機器(ストーブ、ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガス含む。))家事・調理機器(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係機具等 |
| 29 | 自動車 | 乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等 |
| 30 | 自動車部品 | 自動車関係部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、カーナビゲーション、電装品(修理含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等 |
| 31 | 自動車修理 | 自動車修理、車検・法定点検(工場認証、認定、指定を受けた者に限る。)、自動車板金・塗装等 |
| 32 | 自転車・雑車 | 自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、自転車・雑車部品及び修理等 |
| 33 | 船舶・航空機 | 船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、船舶・航空機部品・機材及び修理 |
| 34 | 石油製品 | ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等 |
| 35 | ガス類その他 | LPガス(許可業者に限る。)、酸素ガス、窒素ガス、各種高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭、石油外燃料等 |
| 36 | 理化学機械器具 | 分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等 |
| 37 | 工作用機械器具 | 旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等 |
| 38 | 産業用機械器具 | ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等 |
| 39 | 産業用電気機械 | 発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等 |
| 40 | 通信用機械器具 | 電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置、電話機、携帯電話等 |
| 41 | 農業用機械器具 | トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等 |

| | | |
|----|-----------------------------------|--|
| 42 | 建設用機械器具 | ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等 |
| 43 | 給排水設備・ <small>じんあい</small> 塵埃処理機器 | 水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、汚水処理装置、 <small>じん</small> 集塵装置、焼却炉 |
| 44 | アスファルトコンクリート | アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等 (プラント所有者に限る。) |
| 45 | 生コンクリート | 生コンクリート (プラント所有者に限る。) |
| 46 | セメント・骨材 | セメント、砕石、再生砕石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等 |
| 47 | コンクリート製品 | ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年堀、ブロック等 |
| 48 | 木材 | 木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等 |
| 49 | 鉄鋼・非鉄製品 | 鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ、金網、鋳鉄管、ビニール管、電線等 |
| 50 | 建築金物 | 建築金物、非木建材、大工道具、工具、塗料、ガラス(机上ガラスを除く。)等 |
| 51 | 仮設資材 | 組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等 |
| 52 | 道路標識 | 道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等 |
| 53 | 看板・広告宣伝・展示品 | 看板、掲示板・表示板、案内板、啓発広告用品、模型、展示品等 |
| 54 | 医療用機械器具 | 生体検査機器(心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等) 検体検査用機器(血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等)、治療用機器(人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等)、放射線関連機器(X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等)、手術関連機器(麻酔、消毒含む。)、調剤器具、看護器具、歯科用機器等 (必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。) |
| 55 | 医療用薬品 | 医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等 (必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。) |
| 56 | 衛生材料 | 脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等 (医療用器具及び局方品を扱う者については、必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。) |
| 57 | 医療用フィルム | X線フィルム(現像用材料含む。)等 (必要な届出等を行っていること。) |
| 58 | 防疫剤 | 殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等 (必要な届出等を行っていること。) |

| | | |
|----|-------------|---|
| 59 | 工業薬品 | 塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭（再生を含む。）、流出油処理剤等 （毒物・劇物に該当するものを扱う場合は、必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。） |
| 60 | 消防・防災用品 | ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器（薬品の詰め替えを含む。消火器を扱う者については、必要な届出等を行っていること。）その他消防・防災用品（非常用備蓄食料等も含む。）、遮熱フィルム等 |
| 61 | 警察用品 | 拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防弾板、その他警察用品 |
| 62 | 百貨店 | 全品目 |
| 63 | 造園資材 | 種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材等 |
| 64 | 食品関係 | 茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、飲料水、その他食品 |
| 65 | 包装・梱包資材 | 包装材料、段ボール、梱包用品具等 |
| 66 | その他物品関係 | 漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品 |
| 67 | 軽印刷・オフセット印刷 | タイプオフ、タイプ謄写、タイプ印書 |
| 68 | フォーム印刷 | 連続伝票用紙、OCR・OMR伝票用紙、帳票類、通知書類 |
| 69 | 特殊印刷 | グラビア、シール・ラベル、スクリーン、ナンバリング、カーボンカード、カレンダー、手帳 |
| 70 | 複写業務 | コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力 |
| 71 | 航空写真・図面製作 | 航空写真、図面製作、写図、地図製作（原図作成から印刷までを含む。）、住居表示案内図 |
| 72 | 製本 | 製本、表装 |
| 73 | クリーニング | 椅子カバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等 （必要な届出等を行っていること。） |
| 74 | 清掃用品取り替え | 化学雑巾、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等 |
| 75 | 図書 | 書籍、雑誌、地図等 |
| 76 | 動物・飼料 | 動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等 |
| 77 | 不用品買受け | 鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等の不用品買受け （必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。） |

別表 2

| 申請書等を受け付ける県の機関 | 左の機関が所管する物品集中調達等の概要 |
|--|--|
| 会計局総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2293 | 本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会等事務局（警察本部を除く。）及び和歌山市、海南市、海草郡に所在する県の地方機関等（警察本部関係を除く。以下同じ。）の調達 |
| 那賀振興局地域振興部総務県民課 〒649-6223 岩出市高塚209 TEL 0736-61-0005 | 岩出市及び紀の川市に所在する県の地方機関等の調達 |
| 伊都振興局地域振興部総務県民課 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-5004 | 橋本市及び伊都郡に所在する県の地方機関等の調達 |
| 有田振興局地域振興部総務県民課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-64-1255 | 有田市及び有田郡に所在する県の地方機関等の調達 |
| 日高振興局地域振興部総務県民課 〒644-0011 御坊市湯川町財部651 TEL 0738-24-2904 | 御坊市及び日高郡に所在する県の地方機関等の調達 |
| 西牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7906 | 田辺市及び西牟婁郡（すさみ町を除く。）に所在する県の地方機関等の調達 |
| 東牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒646-0027 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8 TEL 0735-21-9605 | 新宮市及び東牟婁郡（串本町及び古座川町を除く。）に所在する県の地方機関等の調達 |
| 東牟婁振興局地域振興部総務県民課 串本地区駐在 〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2491 TEL 0735-62-0412 | 西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の地方機関等の調達 |
| 警察本部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110 | 警察本部関係の調達 |

諸 報

入札公告

和歌山県警察暴力団情報管理システム構築及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成24年4月6日

和歌山県警察本部長 山 岸 直 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成24年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察暴力団情報管理システム構築及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察暴力団情報管理システム構築期間

契約日から平成25年3月31日までの間

イ 和歌山県警察暴力団情報管理システム賃貸借期間

平成24年11月1日から平成29年10月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察暴力団情報管理システム構築及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部警務部情報管理課

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年和歌山県警察本部告示第1号に規定する和歌山県暴力団情報管理システム構築及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) 期間

平成24年4月6日（金）から同月23日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで。

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書に対して質問がある者は、組織犯罪対策課に対して平成24年4月24日（火）午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所、日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 本庁舎2階会議室2

(2) 日時

平成24年4月9日（月） 午前10時

6 一般競争入札の執行の場所、日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 本庁舎2階会議室2

イ 入札日時

平成24年5月22日（火） 午前10時

(2) (1) の入札の執行に当たり、入札参加者は、本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当させることができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、組織犯罪対策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない組織犯罪対策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者を行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Construction of Wakayama Prefecture Police Information of Organized Group of Gangsters Administration System and rental

(2) Time limit for tender :

By hand : Tuesday, May 22, 2012 10:00 A.M.

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

phone : 073-423-0110

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成24年4月26日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成24年4月6日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

和歌山都市計画道路事業3・3・9号西脇山口線に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成24年2月9日付け22和収第10号「裁決書」

3 送達を受けるべき者

住所・居所不明

前田哲生

(ただし、住民基本台帳上住所 大阪府大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目22番25-701号)

前田慎二郎

(ただし、住民基本台帳上住所 大阪府大阪市阿倍野区桃ヶ池町二丁目8番3号 リバルタトム桃ヶ池508号)